

任期途中退任の取締役に 770 万円の損害賠償認める事案も

判決から見る 中小企業の会社法トラブル(Ⅱ)

会社の日常的な業務の上では、大企業よりも中小企業や中堅企業の方がトラブルに見舞われることが多いようだ。本特集では、中小企業において訴訟に至ったトラブルを本誌1014号に引き続き紹介することとする。具体的には、①自己株式を取得する際に源泉徴収を行わず、所得税等の不納付加算税等が課せられたとして自社の元取締役に対して損害賠償請求を行った事件、②取締役の任期途中で定款変更が行われ、任期満了前に退任させられた元取締役が会社に対して損害賠償請求を行った事件、③監査役設置会社であるものの、長い期間にわたり監査役が選任されていなかったため、株主代表訴訟を提訴したが却下された事件である。②の任期途中で退任させられた元取締役に対しては、会社法339条2項の類推適用により、再任されなかったことによって生じた損害の賠償請求ができるとし、約770万円の損害賠償が認められている。



自己株式取得の際に源泉徴収を行わず、不納付加算税等が賦課

最初に紹介するのは、資本提携が破談となった際に生じたトラブルだ。本件は、原告であるA社（取締役設置会社）が自社株式を取得した際に源泉徴収をせず、その後、所得税等の不納付加算税及び延滞税を納付することを余儀なくされることになったため、その当時の会社の取締役であるとともに、相手先の会社の代表取締役を務めていた者（被告）に対して、会社法423条1項に基づき、504万円余りの損害賠償請求を行ったものである（東京地裁令和7年6月16日判決、令和6年（ワ）第70048号）。破談となった原因は会社代表者の逮捕と特殊ではあるが、自己株式を取得する際に源泉徴収を失念するケースはよくあるため注意が必要だ。では、事件の概要を紹介することとする。

東証プライム市場に上場する東邦ホールディングスの完全子会社であるB社は、ファクタリング業等を行うA社（原告）に資本参加することを目的として、原告代表者及びその妻が所有する1,000株のうち、490株を譲り受けた。この資本参加の際に、B社の代表取締役である被告がA社の取締役に就任した。しかし、原告代表者らが医療法人に対する業務上横領の疑いで逮捕されたことを契機に、B社は資本参加を解消し、取得した株式を返還することを決定。原告代表者は個人での資金調達が困難であったことから、原告のA社が自己株式490株を2億円で買い戻すことになったというものである。ただし、A社は自己株式取得の際、所得税等の源泉徴収を行わず、所得税等を納付していなかった。

最新号（10月20日号）の掲載記事となります。
本記事を読むには無料見本誌をご請求ください。